

日本の医事訴訟における謝罪の 扱い

医師 法科大学院卒
山崎祥光

述語説明

□ 謝罪の分類

1. 責任承認 : 自己の責任を認める意味での謝罪

「私のミスでこのようなことになり申し訳ありません」、「～のような過失がありました。申し訳ありません」等

2. 共感表明 : 「不利益を被った人への自然な共感的感情から来るすまなさの感覚」を表明するもの

「最善は尽くしたのですが、このようなことになり申し訳ありません」

問題意識

- アメリカ合衆国でのSorry Law
「共感表明」に当たる謝罪を訴訟における証拠として用いてはならないとの内容
同様の法律を日本でも導入すべきとの声
しかし、日本での状況はアメリカと同様なのか？
そこで、
- 日本の訴訟制度、医事訴訟における謝罪の扱いを検討する

日本の訴訟制度

- 民事事件 不法行為(民法709条)、債務不履行(民法415条)に基づく損害賠償訴訟。
- 刑事事件 業務上過失致死傷(刑法211条)。
アメリカとの違い：
 - ・日本では職業裁判官が判断するのに対しアメリカでは不法行為訴訟の事実認定は陪審が行う
 - ・アメリカでは共感表明すら過失等の証拠となりうる。
また、Sorry Lawが制定された州でも責任承認は証拠となる。
日本における謝罪の証拠としての扱いは後述

訴訟における謝罪の調査

- 謝罪に言及している判決の数の調査
判決文中で謝罪に言及している判決の検索
最高裁判決で謝罪が問題点となっているか全
例調査
- 謝罪に言及している判決は、どのような形で謝罪を
扱っているか。特に謝罪を証拠としているのか、証
拠としている場合どのように証拠としているのか

謝罪について言及した判決数

	民事	刑事	合計
地方裁判所	40	3	43
高等裁判所	3	2	5
合計	43	5	48

判決数についての評価

- 総数 少ない(データベース上で年約100件、総数で約2700件の判決があるのに対し謝罪について言及するのは年4～5件程度、総数46例である)。謝罪は訴訟であまり取り上げられていない。
- 審級ごと 最高裁はゼロ、高裁が約1割。
間接的ながら、謝罪の重要性は高くないことを表していると考えられる。

事実認定の詳細

- 事実認定しているもののうち謝罪について何らかの判断をしているもの 31例中 19例
- どのような判断をしているか
 1. 過失の根拠にしたもの(いずれも民事) :4例
 2. 謝罪の意味を検討したもの(民事・刑事) :4例
 3. 慰謝料算定の資料として用いたもの(民事) :7例
 4. 情状の資料として用いたもの(刑事) :4例

謝罪を過失の証拠とした例

- (1)徳島地裁判決平成18年4月14日(別表15)
職員の暴行の疑いの事例で、職員が謝罪したことから、暴行したとの供述の信用性を認定。
- (2)青森地裁判決平成14年4月12日(別表31)
経膈分娩の児が脳性麻痺となった事例。「経膈分娩を選択したことは誤りだった」との謝罪を根拠の一つとして過失を認定。
- (3)名古屋地裁平成12年5月26日(別表34)
カテ後に大腿動脈血腫形成・神経麻痺の事例。紹介医への報告で止血措置に過誤があったとの謝罪(紹介医への)あることを根拠の一つに過失認定

謝罪の内容について検討した例

- (1)東京地裁平成20年2月20日(別表2) 緑内障による失明の事例で、ステロイド点眼中止等が問題に。謝罪は責任承認でないと認定。
- (2)仙台高裁平成20年1月25日(別表4) ERCP穿孔事例。謝罪の趣旨が問題となり、過失と無関係な謝罪と認定。
- (3)東京地裁平成19年5月31日、東京地裁同年4月9日(別表8,9) 採血後の血腫形成・神経障害の事例。謝罪の趣旨が問題となるが責任承認でないと認定。
- (4)青森地裁平成17年10月4日(別表19) :(2)の第1審。謝罪したことから過失により穿孔したと医師が認識していたと推認。上記(2)で覆された。

慰謝料の算定に用いた例

- 謝罪がないことを理由に慰謝料増額したと思われる事例 :2例(別表 20 , 37)
「謝罪を受けるべき立場にあったことを考慮すれば ~、慰謝料としては ~ 円が相当」
- 謝罪があることを理由に慰謝料を減額したと思われる事例 :5例(別表 12 , 14 , 15 , 28 , 30)
「被告が原告に対して謝罪しているなどの事情に照らすと慰謝料は ~ 円と評価するのが相当」

情状の資料にした例

- 情状での考慮(別表 45 ~ 48) :「被告人は被害者に謝罪するなど酌むべき情状が認められ、これらの情状を考慮すると ~ の刑」
- 過失での考慮(別表 49) :「被告人の過失の成否は被告人自身が後日になって『誤り』を認めたかどうかによって決定されるような性質のものではなく、関係証拠により認定される本件当時の事実関係に立脚して、その当事の被告人の判断を規範的観点から評価してなされるべきことは当然である。したがってこの種の被告人の供述(謝罪等)は、そもそもそれ自体が重要な意味を持ちえるものではない」

結論

- 謝罪が訴訟で取り上げられることは多くない。
- 謝罪は過失の証拠となりうるが、謝罪のみから過失が認められた例は無く、謝罪の存在から直接過失を認めた例もない。
- 訴訟では謝罪の趣旨、すなわち責任 過失を認める意味か否かが重視されている。
- 裁判所は過失がある場合には当然謝罪すべきと考えている。
- 謝罪したことから慰謝料を減額するなど、訴訟では謝罪を好意的に扱う場合がある。

ただし留意すべきこと

- 「責任逃れ」のための謝罪では意味がない。当然なすべき謝罪を躊躇すべきでない、まして謝罪を抑制するべきでないとの観点で捉えるべき。
- 実際に謝罪できる環境にするには、医療事故に関与した職員の個人責任追及をすべきでない。
- いかにして謝罪するか。「心ある」謝罪であっても、タイミング 伝え方を誤れば伝わらない。「想い」を伝えるための工夫が必要。
- 謝罪する前提として、正確な事実の把握と分析が必要。何が起こったのか、過失があったのか等。